

平成 25 年 12 月 19 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

議 事 日 程

1 2 月 1 9 日（最終日）

- 日程第 1 議案第62号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第63号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第64号 南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第66号 南知多町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第67号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第68号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第69号 平成25年度南知多町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 請願第 6 号 非核平和都市宣言を求める請願
- 日程第10 議案第70号 南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第11 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1 番 石 黒 正 重

2 番 福 田 千 恵 子

3 番 高 原 典 之

4 番 清 水 英 勝

5 番 藤 井 満 久

6 番 山 下 節 子

7 番 吉 原 一 治

8 番 鳥 居 恵 子

9 番 松 本 保

10番 鈴 川 和 彦

11番 榎 本 芳 三

12番 榎 戸 陵 友

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|------------------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長 | 石 黒 和 彦 | 副 町 長 | 鳥 居 敏 正 |
| 総 務 部 長 | 渡 辺 三 郎 | 総 務 課 長 | 大 岩 良 三 |
| 検 査 財 政 課 長 | 鈴 木 正 則 | 防 災 安 全 課 長 | 石 黒 廣 輝 |
| 税 務 課 長 | 鈴 木 喜 雅 | 企 画 部 長 | 齋 藤 恵 吾 |
| 企 画 課 長 | 林 昭 利 | 地 域 振 興 課 長 | 鈴 木 良 一 |
| 建 設 経 済 部 長 | 平 山 康 雄 | 建 設 課 長 | 吉 村 仁 志 |
| 産 業 振 興 課 長 | 北 川 眞 木 夫 | 水 道 課 長 | 石 堂 和 重 |
| 厚 生 部 長 | 早 川 哲 司 | 住 民 課 長 | 宮 地 廣 二 |
| 福 祉 課 長 | 河 合 高 | 環 境 課 長 | 田 中 章 介 |
| 保 健 介 護 課 長 | 石 堂 登 久 則 | 教 育 課 長 | 大 森 宏 隆 |
| 学 校 教 育 課 長 | 内 田 静 治 | 社 会 教 育 課 長 | 石 川 芳 直 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 齋 藤 徳 光 | 会 計 管 理 者 | 山 下 栄 |
| 出 納 室 長 | 柴 田 幸 員 | | |

5 職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 竹 味 英 季 | 書 記 | 保 母 公 次 |
|-------------|---------|-----|---------|

[開議 9時30分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

ことし最後の議会となりました。よろしくお願いいたします。

去る12月10日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第62号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、議案第62号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第62号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

環境課関係について、質疑としまして、南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正で、消費税等の税率を乗じて得た額を加算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするとしているが、その理由は。答弁としまして、今回の一部改正は消費税率の変更に伴うものであり、関係条例について、一部条例を除き町全体の取り扱いを統一したものです。

次に、社会教育課関係について、質疑としまして、消費税の3%分の改正であるが、具体的にどのような計算のもとに算定されたのか。答弁としまして、現行の使用料の中には5%の消費税も含まれているため、消費税を除いた金額に8%の消費税率を乗じた上で、10円未満の端数を切り捨てて算定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第62号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について、質疑としまして、内海観光センターのホールの利用は7、8月が多いと思うが、利用実績はどれくらいあるのか。答弁としまして、内海観光センターの利用は主に7、8月だが、ライフセーバーの控室、ビーチバレーボール大会等で延べ90日利用している。使用料は、観光協会からの申請で、地元の観光振興に寄与するということで減免とし、無料で使用しています。

次の質疑としまして、師崎港観光センターの使用料は年額となっているが、なぜか。答弁としまして、名鉄海上観光船が出札関係、事務所として年間を通じて使用しているための年額であります。

次に、水道課関係について、質疑としまして、水道料金の経過措置について詳しく説明を。答弁としまして、施行日4月1日より前から継続して使用している場合は、6月検針分から新料金とするものです。

次の質疑としまして、漁業集落排水事業受益者負担金20万5,710円の積算根拠は。答弁としまして、現行の税込み金額20万円に対して税抜き金額は19万477円です。この金額に消費税率1.08を乗じると20万5,715円となり、1円単位を切り捨てて20万5,710円としたものです。

次に、検査財政課関係について、質疑としまして、天神山駐車場は何台駐車することができるのか。答弁としまして、51台駐車することができます。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

私は、ただいま議案となっています議案第62号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての反対討論を行います。

今回の条例改正が、自民党、公明党、民主党などの裏取引による強引なやり方で消費税を4月から増税することを、無批判に前提とした条例改正だからであります。

消費税を上げたら、これ以上上げたら商売がやっていけなくなる、生活が困る、景気の回復がさらにおくれる、年金だけで細々と生活しているのに余計に苦しくなるなどの声がたくさん聞かれました。そういった声を代弁して、消費税増税反対の運動を取り組んできました。

消費税についてのさまざまな見方があるにしても、来年4月からの増税は認められないの1点での共闘の動き、運動が根強く広がっています。また、今回値上げされる全ての公共施設使用料については、以前からもう少し安く使えたえらいのにと切実な要望が根強くあります。使用されている施設は、住民の皆さんが集う場であり、営業に関する場でもあり、生活にも直結しています。町の活性化、住民の利益にも密接につながっています。だからこそ、町民の皆さんの生活支援と、苦しい家計のやりくりで苦勞されている皆さんに対して、暮らしを守らなければならない立場から、8%の消費税を転嫁することになる条例には強く反対するものです。

これで反対討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第63号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、議案第63号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例第14条の支援はどのようなものかを考えているか。また、支援の対象は助言、勧告に従った者としており、補助金を交付する場合、自主的に対応した者と不公平にならないか。答弁としまして、支援の内容としては、相談支援や費用の一部補助を検討しています。なお、補助制度については、所得制限を設けるなど、不公平のない制度となるよう制度設計を図っていきます。

次の質疑としまして、町が代執行して家屋を解体した場合の費用負担はどうなるのか。答弁としまして、公費により解体した後、要した費用を所有者等に請求することになります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第64号 南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例の 制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、議案第64号 南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第64号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、第7条に、町長は別表第1に掲げる施設のうち、次の施設を特定の事業者を使用させることができるかとあるが、誰でも借りることができるのか。答弁としまして、事業の目的が住民や旅客が渡船するための施設の建物でありますので、定期船事業者や海上タクシー事業者など旅客運送事業者を対象としています。

次の質疑としまして、第16条に、使用者はその使用を中止したときには、直ちに原状に戻さねばならないとあるが、誰が原状復旧の検査をするのか。また、誰が行うのかを条例に明記しなくてよいか。答弁としまして、町が検査を行います。ただし、指定管理者制度を導入した場合は指定管理者が行います。また、誰が行うかといった条例の詳細

については、規則や協定書で明記します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第65号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番(山下節子君)

議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

提案理由として、人事院勧告を尊重し、55歳を超える職員等に係る昇給制度の見直しを行うためとしています。しかし、人事院は昨年8月8日、国会と内閣に対して、架空の給料表との格差0.7%、民間より273円高い内容と、7.8%削減が行われた実際の賃金との格差7.67%、2万8,610円と、民間より2万8,610円低い内容の両方を示したが、減額支給措置は民間準拠による背景とは別に、未曾有の困難に対処するため、昨年度、来年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案し、架空の官民格差に基づいて、基本給、給料表、一時金、期末勤勉手当ともに改定を見送り、加えて50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇級・昇格制度を見直し、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇級停止として、高位の号給から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減することを勧告しています。これは、人事院みずからがその違法性に強い懸念を表明した給与特例、賃下げ法を事実上容認し、情勢適用の原則や労働基準権の代償措置としての役割を放棄したものを言わざるを得ません。

人事院の給与勧告の実施状況を見ても、1999年(平成11年)から2012年(平成24年)の14年間で、2007年(平成19年)を除き年間給与の減少または据え置きが続いています。

また、2010年には55歳超職員の一律1.5%削減、2011年は給与構造改革の経過措置、減給保障の廃止、そして今回の昇級・昇格制度改悪と、3年続き50歳代狙い撃ちは、地方公務員法第24条第1項に規定する職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないという職務給の原則に反しています。

こうした流れが人勧準拠で当町においても導入されており、その結果、生活給の原則が遠ざけられ、成績主義人事評価が強まり、職員間の協力関係が弱まる、ぎすぎすとし

た状況に陥ってはいないかという懸念もあります。今回の改定もこうした状況に一層拍車をかける中身となっています。

今、デフレ不況を脱するためには、働く者の賃金を引き上げることがその鍵を握るとし、安倍総理も経済界に要請しているにもかかわらず、公務員に値下げでは、矛盾のきわみです。職員の皆さんは、生活を立てるために真面目に働いています。生活が安定してこそ、住民の皆さんの命、暮らしを守り、豊かにし、明るい未来を開いていくことができます。そのために、職員の皆さんの賃金引き上げを求め、反対討論といたします。

これで反対討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 南知多町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、議案第66号 南知多町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第66号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第66号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、議案第67号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第67号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

保健介護課関係について、質疑としまして、3款民生費の介護保険特別会計繰出金の増額理由は何か。答弁としまして、介護保険特別会計で24万2,000円追加補正があり、その財源として国、県、町、保険料で負担しており、町の負担分として一般会計から支出するものです。

次に環境課関係について、質疑としまして、離島事業系ごみ収集運搬委託料について、毎年増額補正予算を行っているが、委託料はどのように推移しているか。答弁としまして、毎年同程度で推移しています。

次に福祉課関係について、質疑としまして、子育て支援センター移転改修工事等設計

委託料は入札しないのか。答弁としまして、工事は入札を行いますが、設計委託料は随意契約を予定しております。

次の質疑としまして、随意契約の見積書は1者からとるのか。答弁としまして、南知多町契約規則で、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされていますので、設計委託料は2者以上から見積書を取りまして、委託業者を決定します。

次に、学校教育課関係について、質疑としまして、今回計上する内海中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事の設計委託料は、国の補助対象となるのか。答弁としまして、来年度、当該事業について国の交付決定を受ければ、工事費及び監理委託料に本年度支出する設計委託料も加えて補助対象とすることができます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第67号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

防災安全課関係について、質疑としまして、内海の町民会館用地購入事業については、購入後は、早急に解体や整備されたいが、次の対応は考えているのか。答弁としまして、3月議会の新年度予算案においてお示しできるよう準備をしております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第67号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(榎戸陵友君)

日程第7、議案第68号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(松本 保君)

ただいま上程されました議案第68号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(榎戸陵友君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第68号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第69号 平成25年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、議案第69号 平成25年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第69号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第69号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 請願第6号 非核平和都市宣言を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、請願第6号 非核平和都市宣言を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました請願第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

請願第6号 非核平和都市宣言を求める請願について賛成討論を行います。

平和で豊かな社会の実現は、全世界の人々の願いであります。この崇高な理念の達成なくして、南知多町が目指す太陽と海と緑豊かなまちづくりの実現もあり得ない。しかし、今日の世界の情勢は、地域紛争が頻発し、核の存在は世界平和と人類に深刻な脅威をもたらしています。

私たちの国は世界で唯一の核被爆国として、広島、長崎の惨禍を繰り返すことのないよう、この地球上から核兵器の廃絶を全世界に向けて訴えていかなければなりません。

私たちも約3カ月間にわたって、南知多町に非核平和都市宣言を求める会は署名活動に取り組みました。きょうまでに1,013筆集まっています。住民の皆さんの平和に対する思い、また環境保全に対する思いは、強いものがあります。議員の皆さんの御賛同を呼びかけて、賛成討論の結びといたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第6号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第10 議案第70号 南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第70号 南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

本日追加提案させていただきました議案第70号 南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定についての提案理由の御説明をさせていただきます。

まず最初に、1番の制定の理由でございます。

このたび、保育料の算定事務と水道料金の請求事務におきまして、不適切な事務処理があったことが判明いたしました。町政をაზუかります町長といたしまして、このたびの不祥事の責任を重く受けとめております。つきましては、町長及び副町長のみずからの処分として、給料の減額をするため、新たに条例の制定をお願いするものでございます。

次に2番、条例の内容でございます。

町長及び副町長の給料月額の減額でございます。下の表にございますように、町長の現行の給料月額69万5,970円から、給料月額の10%相当額6万9,597円を1カ月減給するものでございます。

また、副町長につきましても、現行の給料月額55万5,750円から、給料月額の10%相当額5万5,575円を1カ月減額するものでございます。

なお、町長の給料につきましては、本来の給料月額は74万9,000円でございますが、私の任期中2%を減額した73万2,600円とする特例条例を現在施行しております。またさらに、今年7月1日から来年の3月31日まで、臨時特例条例によりましてさらに5%を減額し、現行の給料月額は69万5,970円となっております。今回は、その臨時特例条例に規定する額から10%相当額を減額するものでございます。副町長におきましても同様、現行の給料月額は55万5,750円となっており、その臨時特例条例に規定する額から10%相当額を減額するものでございます。

3番、施行期日は平成26年1月1日であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第70号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（榎戸陵友君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成25年第5回南知多町議会定例会を閉会いたします。

〔 閉会 10時06分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員